



地方公共団体における再犯防止の取組を 促進するための協議会（近畿ブロック） ～再犯防止における多機関協働の重要性～

令和7年2月6日

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
堀毛 忠弘（ほりけ ただひろ）

堺市の現状について



堺市の概要

- 大阪府内にある政令指定都市
(平成18年度に政令指定都市へ移行)
- 行政区：7区
日常生活圏域：21圏域 小学校区：92校区
- 堺市の人口（令和6年12月1日現在）
世帯数：374,269世帯
人口：806,263人
- 生活保護の状況（令和6年12月1日現在）
被保護世帯：19,479世帯
被保護人員：24,192人
保護率：29.78%



堺市内の関係機関（更生保護関係を中心に）

- 大阪保護観察所 堺支部
- 大阪刑務所、西日本成人矯正医療センター
- 大阪少年鑑別所（大阪法務少年支援センター）
- 堺市保護司会連絡協議会、堺市更生保護女性会 など



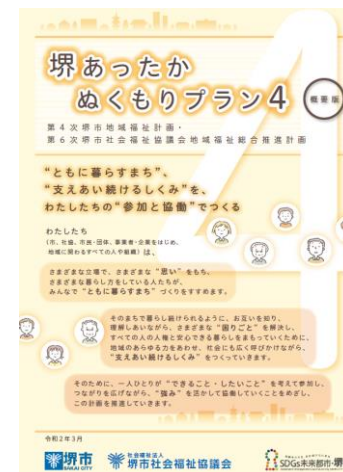
堺市再犯防止推進計画について

地方再犯防止推進計画について

- 堺市では令和2年3月に策定した「第4次堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）」に**包含する形で地方再犯防止推進計画**と市町村成年後見制度利用促進計画を策定している
- 計画期間：令和2年度～令和7年度（6年間）
- 堺市と堺市社会福祉協議会で「協働」して策定
第4次堺市地域福祉計画
第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画



全体版



概要版

地域福祉計画

【根拠法】

社会福祉法第107条

【計画策定の検討ポイント】

- 包括的な相談支援体制の構築
- 地域福祉の「担い手」の養成
- 居場所づくり

地方再犯防止推進計画

【根拠法】

再犯の防止等の推進に関する
法律第8条

【計画策定の検討ポイント】

- 就労・住居の確保支援
- 関係機関との連携強化
- 保健医療・福祉サービスの
利用促進

市町村成年後見制度 利用促進計画

【根拠法】

成年後見制度の利用の促進に
関する法律第14条第1項

【計画策定の検討ポイント】

- 「チーム」による支援
- 専門職団体・関係機関との
連携強化
- 「中核機関」の整備

3計画を一体的に策定

堺市再犯防止推進計画について

地域福祉計画の取組理念・基本目標・重点施策

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を
わたしたちの“参加と協働”でつくる

**基本目標①：生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、
解決します**

重点施策[1]包括的な相談支援体制の構築

重点施策[2]更生支援の推進

基本目標②：“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

重点施策[3]多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

基本目標③：すべての人の権利擁護を支えます

重点施策[4]権利擁護の推進

基本目標④：安心して、生活しやすい環境をつくります

重点施策[5]災害への備えや支援のしくみづくり

更生支援の取組への理解の促進

①更生支援の必要性の周知と啓発

- ・社明運動などの啓発活動の推進

②保護司などの民間更生保護活動への支援

- ・活動の周知や支援
- ・地域での学びの場づくり

③犯罪や非行を起こしにくい地域づくりの推進

- ・見守りや居場所づくりなどの地域活動の推進
- ・福祉的な支援による犯罪の防止

社会復帰をすすめるための連携と支援の推進

①立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築

- ・多様な分野や公・民が協働するネットワークづくり

②地域生活を支えるための支援の推進

- ・就労支援の推進
- ・住居確保のための支援の推進
- ・福祉サービスの利用などの支援の推進

③薬物乱用防止や依存症からの回復への支援

- ・薬物依存症への理解の推進
- ・支援に関する相談窓口の周知
- ・関係機関と連携した支援の推進

堺市における再犯防止に係る主な取組

●社会復帰支援指導に係る大阪刑務所との連携

取組概要

大阪刑務所が実施する更生教育プログラムのうち、堺市職員等が出所予定者に対して福祉制度を説明

主な講義内容：①高齢者福祉制度 ②介護保険制度 ③障害者福祉制度 ④年金制度

⑤医療保険制度 ⑥生活保護制度

●更生保護・再犯防止の周知

取組概要

地域住民の更生保護・再犯防止の理解を進めるため、市広報誌等で周知



(出典：令和5年5月号広報さかい)

●薬物事犯者の早期専門支援の実施

取組概要

堺市内を帰住先として出所する薬物事犯者に、大阪刑務所が薬物依存の専門相談の情報を提供し、希望者には初回相談日を事前に調整（状況により入所中の面談を実施）

堺市における再犯防止に係る主な取組

●薬物依存症に関する研修の実施

取組概要

堺市の保護司、更生保護女性会を対象として、専門機関から薬物依存症に関する研修を実施

●立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築

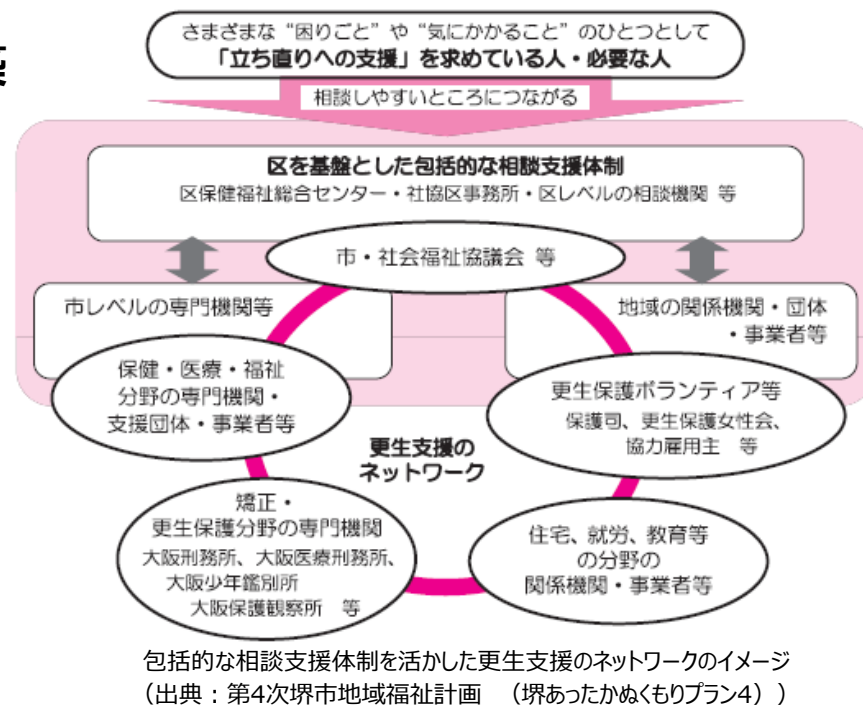
取組概要

- ・立ち直りを支援する関係機関と「就労支援」をテーマにした意見交換会を実施

参加機関：公益財団法人 堺市就労支援協会、
堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」、大阪矯正管区、
矯正就労支援情報センター室（コレワーク近畿）、
大阪刑務所、大阪保護観察所堺支部、大阪少年鑑別所

- ・「立ち直り支援」をテーマとした福祉従事者向けの研修を実施

講師機関：大阪保護観察所堺支部、大阪刑務所、
大阪少年鑑別所

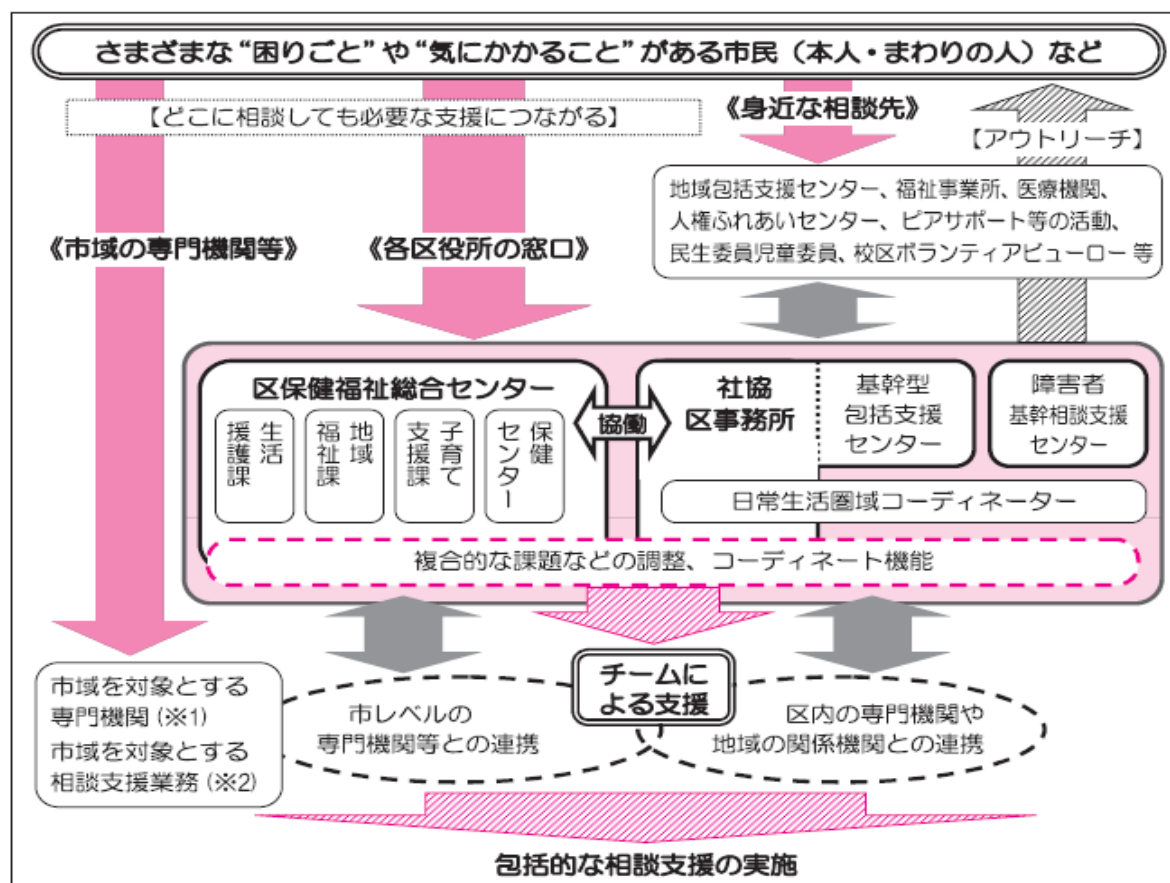


R6.11 「堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定」を締結！

堺市における重層的支援体制整備事業

●重層的支援体制整備事業の実施について（令和6年度～）

堺市では、「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」を進めるにあたり、社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業の実施を令和3年度より段階的に進めており、**令和6年度から本格的に実施。**

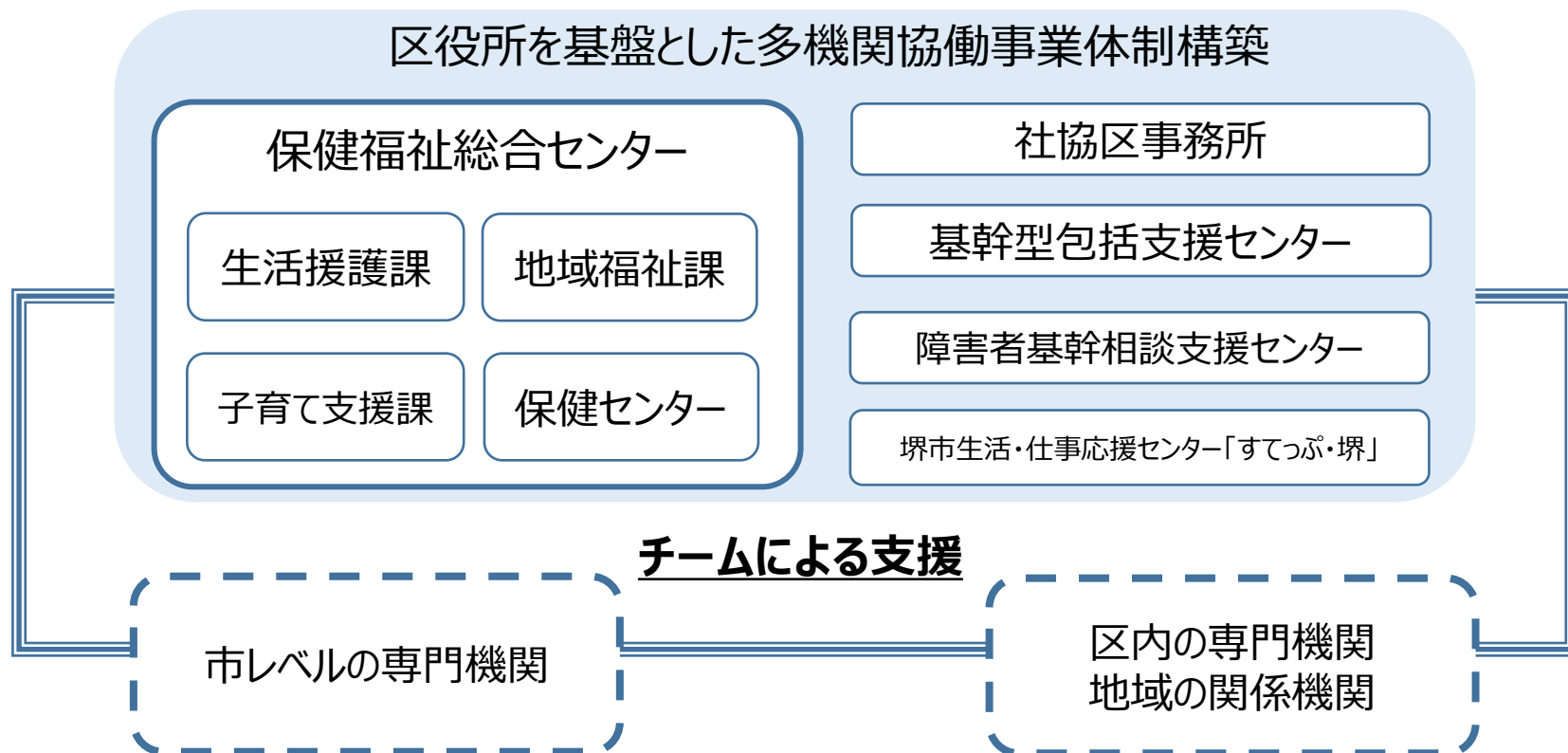


※区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ

(出典：第4次堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）)

区を基盤とした包括的な相談支援体制

- 堺市では複雑化、複合化する市民の福祉課題に対応するため、各区役所にある保健福祉総合センター及び区役所内の専門相談機関を事務局とした体制を構築。
- ワンストップ型の相談窓口ではなく、保健福祉総合センター及び各専門相談機関が中心となり、有機的に連携、協働し、チームで支援を行う体制づくりを行う。



重層的支援体制整備事業に資する基盤づくり

- 地域福祉型研修センターについて
平成30年度から「協働」をテーマにした専門職研修を実施

堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修

～堺市内の専門職が作った研修～
専門職だって、助け上手 助けられ上手になろう！

ねらい

- ・地域福祉志向の人材育成
- ・堺市内の専門機関や地域の関係機関との連携構築

堺市内において、多機関と協働・連携していくための「基盤」を作るためのしかけづくり！

特に「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」をめざし、令和6年度からは全市レベルから区域レベルへの展開！

協働をすすめるためのソーシャルワーク研修

企画者（令和5年度全市研修）

生活保護CW、家庭児童相談室、保健師、
障害者基幹相談支援センター、地域包括支援セン
ター、計画相談支援事業所、NPO法人、子ども家
庭支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所
、大学教授

事務局：社会福祉協議会・行政

企画者は堺市内の専門職！

企画会議の様子



堺市内の専門職が作った研修
／ 専門職だって、助け上手 助けられ上手になろう！ ／

令和5年度
堺で協働をすすめるための
ソーシャルワーク研修
【導入編】

【日程】 令和5年8月18日（金）
8月25日（金）
（計2日間の研修です）

【時間】 13時30分～17時15分

【場所】 堺市総合福祉会館
6階ホール
堺市堺区南瓦町2番1号
（南海高野線増穂駅より徒歩10分）

・ 堺市の地域福祉をもっと知りたい
・ 他職種や他分野の専門職とかかわりたい など
堺市の福祉関係で働く方はぜひご参加ください！

参加費 無料！
参加後は修了証や
当日レター等を
お渡します！

主催 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
（協力 関西大学 所研究室）
（メールアドレス）chikifukushika@sakai-syakyo.net
（TEL）072-232-5420 （FAX）072-221-7409

協働をすすめるためのソーシャルワーク研修

分野横断した支援の理解と専門職の顔の見える関係構築を広げることを目的とした、堺市の専門職企画による「協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」

概要

- 堺市内の専門職を企画メンバーとし、5つのセッションで構成された2日間の専門職向け協働研修
- 研修はワークショップを中心としたヨコ型（価値創造型）スタイル
⇒お互いが学び合い、分かち合う。
- **多様な職種・分野**から専門職が参加

（参加職種一例）

生活保護ケースワーカー/社会福祉士/障害者相談支援専門員/生活相談員/医療ソーシャルワーカー/
家庭相談員/看護師/精神保健福祉士/介護支援専門員/介護福祉士/放課後等デイサービス職員/
保育教諭/消防士



協働をすすめるためのソーシャルワーク研修

中区・南区の
専門職が作った研修

専門職だって、助け上手
助けられ上手になろう!

他職種や他分野と
つながりたい専門職
学びなおしをしたい専門職



中 区 ・ 南 区 で
協働をすすめるための
ソーシャルワーク研修

【導入編】

令和6年

日時 11月19日(火) 11月22日(金)

13:30~17:15【連続講座(全2回)】

会場 南区役所 2階 201・202会議室
(〒590-0141 堺市南区桃山台1丁目1番1号)

中区・南区で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修【導入編】

【1】令和6年11月19日(火) 13:30~17:15 / 会場 南区役所 2階 201・202会議室

時間	活動名	ねらい
13:30~ (20分)	オリエンテーション	研修のねらいの確認 お互いを知り、ともに研修をうける関係性をつくる
セッション1 13:50~ (35分)	昨今の地域福祉に ついて学ぶ	地域福祉の潮流を知り 自身の仕事とリンクさせることによって 今後の仕事の方向性について考えるきっかけを探る
セッション2 14:25~ (80分)	協働にむけ仕事で 大事にしたい 価値観を探るワーク	ワークを通して、自分の価値観を振り返るとともに 相手の価値観を知り、わかちあうことによって 仕事に活かせる仲間をつくり、協働のヒントを探る
15:45~ (10分)	休 憩	
セッション3-1 15:55~ (65分)	中区・南区の ソーシャルワーク について学び 協働の必要性を感じる	中区・南区内の地域福祉の担い手を 具体的に知ることによって 堺市内のソーシャルワークの全体像をふまえた上で 自分の仕事や自身の所属する組織の役割を再認識する (2日目へのステップ)
17:00~ (15分)	ふりかえり/次回案内	
17:15	閉 会	

【2】令和6年11月22日(金) 13:30~17:15 / 会場 南区役所 2階 201・202会議室

時間	活動名	ねらい
13:30~ (15分)	オリエンテーション	1日目のふりかえり 研修のねらいの再確認
セッション3-2 13:45~ (60分)	中区・南区の ソーシャルワーク について学び 協働の必要性を感じる	中区・南区内の地域福祉の担い手を 具体的に知ることによって 堺市内のソーシャルワークの全体像をふまえた上で 自分の仕事や自身の所属する組織の役割を再認識する (1日目をふまえて)
14:45~ (10分)	休 憩	
セッション4 14:55~ (85分)	事例を通して 協働のポイントを探る	相談機関等において支援をしている職員らが 協働の関係づくりを促進するポイントを探る
セッション5 16:20~ (40分)	これまでをふりかえり これからの自身の ソーシャルワークに ついて考えるワーク	2日間の研修を通して学んだ協働力を、 さらに高めるために、これからの自分の仕事において 大事にしたい考え方を明確にする
17:00~ (15分)	修了式/写真撮影	
17:15	閉 会	

更なる取組として・・・

関係団体・機関のネットワークを一層強固なものにし、
「継続的」に再犯防止・更生支援を推進するために・・・

R6年11月11日に「堺市における再犯防止及び更生支援の推進に
関する連携協定」を締結しました！

地方自治体が再犯防止・更生支援に関わる7者で
連携協定を締結するといった取組は「**全国初**」

推進体制の強化

7者により、矯正施設出所前後における
シームレスな更生支援の仕組みを構築
することで、支援体制を強化

安全・安心な環境づくり

保護司等の更生保護ボランティアが安全・
安心に活動できる



連携協定の概要

【協定締結機関】

- ①大阪保護観察所 ②大阪刑務所 ③西日本成人矯正医療センター ④大阪少年鑑別所
⑤堺市保護司会連絡協議会 ⑥堺市更生保護女性会 ⑦堺市

【目的】

- 矯正施設出所前後におけるシームレスな更生支援の仕組みで、効果的に再犯を防止し、安全・安心な社会の構築に寄与します。
- 関係団体のネットワークを強化することで、保護司等の更生保護ボランティアが安全・安心に活動できる環境づくりを進めます。

【期待される取組・効果】

- 矯正施設出所前後に支援が必要な方に対して、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議を活用し、包括的な支援体制を構築することで、各々の強みを活かした早期かつ切れ目のない支援を実施する。
- 協定締結を契機とし、再犯防止・更生支援に関わる関係団体相互のネットワークを一層強固なものとするこ
とで、本市において継続的に再犯防止及び更生支援を推進する。
- 保護司の面談・活動場所として夜間・休日も利用可能な公共施設を提供するとともに、保護司の人材確保に資する活動内容の周知等を実施することで、更生保護ボランティアが安全・安心に活動できる環境整備を推進する。

協定締結式の様子



さいごに・・・

重層的支援体制整備事業の実施・・・
連携協定の締結・・・



これらはいくまで「手段」であり、最も大切なのは
日々の「顔の見える関係」を構築すること。

ご清聴ありがとうございました。

